

戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル

——被害構造論からの応用——

浜本 篤史

(名古屋市立大学)

本稿では、戦後日本のダム事業にともなう予定地住民および地域社会への負の影響について、経験的事実に基づくモデル化の試みをおこなった。その際、飯島伸子による被害構造論をベースに、局面区分を取り入れて整理した。それらはすなわち、①予定地の局面、②生活再建の局面、③水源地域活性化の局面、④事業見直しの局面、⑤事業中止の局面、という5局面である。これに3つの時代区分を重ねあわせ、ダム事業の社会的影響モデルとして提示した。

これを通じて、被影響住民に振りかかる問題は、水没補償や生活再建だけに終始するわけではないことを把握できる。予定地となった地域社会では人間関係の亀裂・行政不信、生活設計の問題などが生じるのみならず、1970年代半ば以降は補償交渉が長期化する傾向がある。移転後は地域レベルでの水源地域活性化がしばしば宿命づけられており、さらに事業見直しや中止に至った場合には、混迷化する状況に巻き込まれ、地域再生をめぐる課題とも向きあわなければならない。

このような長期間にわたる多面的かつ重層的な影響は、ひとたび地域社会が事業予定地として設定されることによってはじまる。そして、これを起点として被影響住民はしばしば数十年間にわたって翻弄され、人生時間の収奪という犠牲を払うのである。

キーワード：長期化、人生時間の収奪、生活再建、水源地域活性化、事業中止

1. はじめに——本稿の目的

本稿の目的は、戦後日本のダム事業がいかなる社会的影響をもたらしてきたのか、筆者による複数の事例研究⁽¹⁾から得た知見を総合しつつ把握することにある。その際、飯島伸子による被害構造論を参照しながら、新たに時代区分、局面区分に基づく整理をおこなう。ここでの区分は、事業者側の公式手続き（計画・実施・管理）のそれではなく、それらと重なりながらも、被影響住民を取り巻く時系列的な問題推移と住民自身の状況認識に即したものである。この試みは、ダム問題の変遷を俯瞰する見取り図を示す意味をもち、また、ダム事業の政策改善、あるいは個別のダム事業における問題解決を図るうえでの基礎的作業ともなるだろう。

ここで社会的影響とは、ダム事業による正の経済効果に対置するものである。ダム事業の目的は、おもに電力や水道用水・工業用水の供給、治水、灌漑などであり、建設コストに見合った経済効果を生んでいるのかどうか、これがダム事業を評価する際のポイントとなる。しかし、これとは直接関係ないところで生じる負の影響の把握なくして、事業の全体理解は得られない。とくに、世界銀行の社会学者チェルネア（Cernea, Michael）⁽²⁾が、移転者および予定地に起こりうる負

浜本：戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル

の影響を「貧窮化リスクと生活再建（IRR：impoverishment risk and reconstruction）」モデルとして示したように、また、人類学者のスカッター（Scudder, Thayer）⁽³⁾が、ジンバブエ・ザンビア国境のカリバダムなど豊富な調査研究の蓄積を経て「4段階の枠組み（the dynamics of the resettlement process and the four-stage framework）」を打ち立てたように、住民移転はダム事業によるさまざまな社会的影響のなかで中心的課題であることに疑いはない。

他方、国内社会学において社会的影響といえば、福武直をリーダーとする「近代技術の社会的影響」に関する一連の調査研究がよく知られている。これらは、1950年代末から60年代初頭にかけてユネスコ国内委員会の委託を受けて実施され、佐久間ダムをはじめとするダム事業もおもな研究対象となった。そのまなざしはやはり地域社会に向けられたが、ここで採られた「構造分析」アプローチは、地方政治や地方財政、教育、労働市場、農村の権力構造など多岐にわたる影響を扱っており、開発事業そのものの政策的検討よりも、変貌する地域社会の把握に力点がおかれた。事実、これらの社会学研究に対して、63年から7年間にわたり全国各地のダム補償問題を調査した農業工学研究者の華山謙は、「えられる結論を補償行政に反映させようという姿勢がなく、そのため、たとえば補償金の使途に関する調査が欠落しており、また生活再建の失敗例についてその失敗の原因の究明がなされていない」（華山、1969：はしがきviii）と批判している。

もちろん、水没補償問題だけがダム事業の社会的影響ではない。古くは農学者の吉岡金市が厳しく批判したように、電力ダム建設による冷水化など農業への悪影響がある（吉岡、1956）。また1980年代に大井川などで生じた「水なし川」現象、生態系への影響や景観問題、水害訴訟、治水効果の検証、政官財の癒着、納税者の税負担なども、広い意味でダム事業の社会的影響であることに違いない。さらに近年では、流域の合意形成への関心も強い。にもかかわらず、補償や移転をめぐる問題は、けっして過去のものではない。ゆえに、本稿では社会的影響の第一義的な意味において、予定地住民および移転住民といった事業の影響を受ける人々（project affected people）⁽⁴⁾に焦点をあてていきたい。

2. 被害構造論の応用

2.1. 被害拡大過程の起点問題

以上のような観点に立ってダム事業の社会的影響を論じるにあたり、1970年代半ばに発表された飯島伸子による被害構造論は有力な手がかりとなる。労働災害（三井三池炭鉱の炭塵爆発）、薬害（スモン）、公害（熊本水俣病）における事例研究に基づいて考案されたこのモデル⁽⁵⁾は、被害発生の社会的メカニズムをとらえており、ダム事業における被影響住民の犠牲を明らかにする際にも有効だからである。

あらためて概述すれば、被害構造とは被害レベルと被害度からなる。被害レベルとは、まず生命・健康レベルの被害を起点としてそれが生活レベル、人格レベルにも及び、さらには地域環境・地域社会レベルにも拡大して差別などのかたちであらわれるという4つのレベルを指している。つまり、健康不良・身体障害のみが被害なのではなく、むしろそれを出発点として、家計が苦しくなる、将来の夢が奪われる、地域住民同士がいがみあう、といった現象が、次々とドミノ倒しのように起こるのである（浜本、2009a：150）。そして、以上4つのレベルで生じる被害度、

すなわち被害の深刻度合いは、健康不良・身体障害の程度によって規定されるばかりでなく、さまざまな社会的要因によっても大きく影響を受ける。それは、健康被害者の家庭内での役割分担や地位、被害者自身あるいは家庭の社会的位置・階層、所属集団、という内的要因に加えて、加害源企業、行政、医療関係者、学者、一般市民、マスメディアなどの外的要因もある。被害構造論の視座は、「単なる生物あるいは人体としての被害者ではなく、生活者との被害者に即して被害を把握しようとする」（船橋, 1999: 98）ことにあり、劇症型ではなく、慢性型の被害をすくいとるのに優れている点も見逃せない。

こうした意義をもつ被害構造論に対して、堀田恭子や早川洋行から、被害の克服過程や問題解決へ向けた運動の展開をとらえていないとの指摘があがっている（堀田, 2002; 早川, 2007）ものの、実はそれほど多くの批判が寄せられてきたわけではない。むしろ、1990年代初頭に環境社会学が制度化していくなか、友澤悠季が論じるように、「うがった見方をすれば、飯島の業績は、『環境社会学』内においては不可侵の正統性を帯びつつ、社会学全体からするとごく一部の領域に閉じられたもの」（友澤, 2014: 91）になっていた。たしかに飯島自身による地球環境問題への適用（飯島, 2000）を除き、公害以外の事例に適用されることは稀であったが、2011年の東日本大震災の発生を機にふたたびこのモデルに注目が集まっており、開発・環境問題の社会学研究はいうに及ばず、多様な研究領域でも適用されうるだろう。

このように、被害構造論の適用対象を広げようとしたとき、しばしばハードルとなるのが被害の起点問題である。被害構造論では、生命・健康上の被害を出発点とすることを議論の前提としているが、浜本篤史（2001）、藤川賢（2012）、関礼子（2013）など、開発事業や原発事故等に応用する際には、「生命・健康上の被害を起点とするわけではないが」といった断り書きをしなければならない。実は飯島自身、必ずしも生命・健康上の問題が生じた結果として家族や生活・人格上の問題や地域社会での差別が生じるのではなく、生命・健康上の問題をともなうことなく生活への影響が単独で生じる場合もあるとしている（飯島, 1985: 150）。当然であろう。被害過程は、問題特性や事例によってさまざまなバリエーションがあるはずであり、被害の社会的意味をとらえ、その多様性、重層性を把握できるのであれば、この前提を取り払っても被害構造論がもつ意義を減じることにはなるまい。この点、環境社会学成立期において鶴飼照喜（1993）が示していた問題認識と本稿は通底している。鶴飼は、新石垣空港建設を事例に事業着工前にも生じる地域内分裂などの日常的影響を注視し、「自然破壊が直接表面化したり、それが健康上の被害として現れるとき以外は無視されつづけてきた」（鶴飼, 1993: 203）と指摘したうえで、このような健康被害を起点としていないケースについても、社会的・精神的被害の構造を解明することこそが環境社会学の課題であると提起したのであった。被害構造論にならってダム事業をとらえようとするれば、その社会的影響は生活の舞台が事業予定地として設定されたときにはじまるが、この点は本稿の結びで再度確認しよう。

2.2. 被害構造論における時系列的な把握の視点

さて、被害構造論アプローチにより問題解決に資する知見を見出そうとしたとき、起点問題以外にもさらに重要な問題がある。それは、飯島において、問題局面に応じた被害過程の把握が曖昧な点にある。もちろん飯島自身、事例内在的な社会問題の推移について、十分に注意を払って

浜本：戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル

表 1 徳山ダム移転住民における被害構造

| 時期区分 | | 特徴 | 発生した問題 |
|----------------|----------------------------|--------------------------------|--|
| 移転前 (1957-84年) | | 地域内の人間関係悪化 地域社会の荒廃 将来の不安 | 地域内対立 (地域問題) 生活設計への影響 (生活問題) |
| 移転後 | 生活再建期 (1984-95年) | 生活基盤確立への模索 新コミュニティへの適応 | 再就職問題 (経済問題) 家庭内の不和・離婚 (家族問題) 生活不適応・故郷喪失感 (健康問題) |
| | ダム見直し論の展開期 (1995-2000年) | 移転後生活の落ち着き 時代情勢変化への戸惑い | 移転理由の揺らぎ (アイデンティティ問題) |

(出所) 浜本 (2001), Hamamoto (2013) から一部修正.

いた。たとえば、新潟水俣病問題を分析するに際し、飯島は〔被害の発端〕から、〔第一次的派生被害 (身体・精神・人間関係)〕 → 〔第二次的派生被害 (地域社会関係)〕 → 〔最終的被害 (生活構造被害)〕 といった段階的に派生する被害状況を示している (飯島, 1999: 195-197)。しかしながら、問題経過のどのタイミングでこれらの段階が対応するのか (あるいは対応しないのか) について、被害構造論に直接的に組み込んだ説明はしていない。

飯島をはじめとするこれまでの公害の社会学研究は、その経験的事実として、加害源企業による被害の過小評価と責任回避による被害の拡大、判決勝訴による一定程度の解決、二次訴訟の展開と認定の厳格化、それともなうて生じる「ニセ患者」問題の発生という問題推移のパターンを明らかにしてきた。ここで、ニセ患者差別による〔第二次的派生被害 (地域社会関係)〕は、認定制度の運用とリンクしており、勝訴判決と二次訴訟ともなうて深刻化するのであって、それ以前に生じるのではないと説明できるのではないだろうか。イタイイタイ病についても、渡辺伸一と藤川が「業病時代と鉍毒説が地域に浸透し始めた頃とでは、差別の意味合いが異なっている」 (渡辺・藤川, 2007: 257) と指摘しているように、鉍毒説が発表された1957年以降は、忌避の対象が患者の出た個々の家族から次第に当該地域全体に広がり、さらに68年の提訴後は富山県産米の不買の動きが出るなど差別が拡大したのだという (渡辺・藤川, 2007: 257-260)⁽⁶⁾。

筆者はかつて、こうした問題推移と照らした把握を徳山ダム (事業者: 水資源機構, 1971年着手 → 2008年竣工) の事例研究において試みたことがある (浜本, 2001; Hamamoto, 2013)。それは表1のとおり、ダム予定地住民 (移転住民) としての被害の特徴は事業進捗の各段階において異なっているのみならず、その多くは健康上あるいは経済的な被害ではなく、精神的被害であることが明らかになった。さらに、移転後約10年が経過した段階で展開された事業見直し議論は、それまでの移転補償および生活再建過程における被害の総体がすべて覆いかぶさるような深刻な苦痛、とくに自身の全人生を否定されてしまうかのような打撃をもたらしているのであった。それは、各予定地住民がダム事業に対して、かつていかなる態度だったかにかかわらず、例外なく早期着工を求める論理構成を説明するものであった。本稿では、筆者がその後に継続してきたダム研究の蓄積を踏まえ、徳山ダムのみならず、日本のダム事業全体に射程を広げ、その特徴についての整理を試みたい。

3. モデル化の基礎作業

3.1. 国内ダム問題の全体像

モデル化へ向けた基礎作業として、戦後日本におけるダム事業の特徴およびその社会問題の全体像を確認しておこう。第1は、戦後日本において、ダムの目的と建設時期は明確な特徴を有している点であり、大まかに発電→利水（水道・工業用水）→治水といった流れがある。1950年代の戦後復興期は、国家的緊急課題であった電力不足への対応から、52年に電源開発促進法が制定された。このとき国策会社として設立された電源開発株式会社が戦後日本のダム事業を先導していったのである。60年代には都市人口増大への対応として、61年に水資源開発促進法が定められ、62年には特殊法人として水資源開発公団（2003年より水資源機構）が設立された。また80年代になると、森林荒廃を背景に治水が重視された。

第2は、1990年代半ば以降、ダム事業を中心とする公共事業に批判が集まり、見直し作業がはじまったことである。いうまでもなく、これは公共事業の一大転換点であり、公論形成のための公共圏の創出を意味した。ダム事業の社会問題は従来、事業者と水没対象住民とのあいだの「局地的説得交渉型」として構成されることが多かったが、事業の妥当性をめぐり下流都市住民からの異議申し立てを軸に展開する「広域的社会合意型」へと変化していったともいえる。

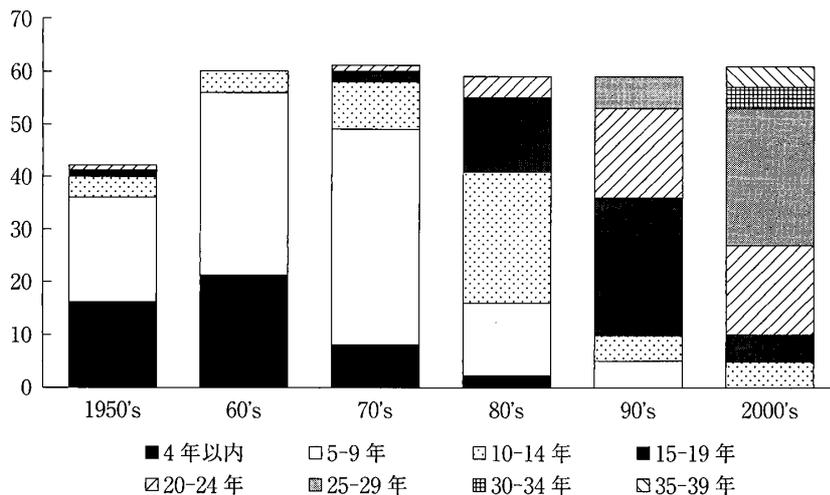
そして第3は、最大の特徴であり、問題である。すなわち、事業長期化である。図1は、日本ダム協会のデータベース⁽⁷⁾をもとに1950～2009年に竣工した堤高60メートル以上の342ダムを対象に、竣工年代別の建設年数をまとめたものである。これによれば70年代までは正式着手から10年以内に竣工することが多いが、80年代以降は10～20年以上に及ぶことが常態化していることがみてとれる。しかも、このデータでの事業着手年とは、ダムの基本設計や工期、費用負担割合などを定める実施計画調査段階のものであり、予備調査期間は含まれていない。予定地住民の時間認識では、このデータよりさらに長期にわたって予定地としてすごしていることに留意したい。

3.2. ダム事業の長期化要因

では、いかなる要因が、このような長期化をもたらしているのか。まずは、事業運営の組織体制として、水資源開発公団の設立が大きい。公団事業が長期間にわたる用地取得までのプロセスを保証した結果、用地交渉の見通しがなくとも基礎調査だけが何年も続くといった、事業の継続自体を目的化したような現象が各地でみられたのであった。今一つは、水需要が頭打ちになる時代状況の変化に対応できなかった点である。1970年代以降、進捗していない事業では利水需要が減じるタイミングと前後して、それまでは建設目的としてさほど掲げられていなかった治水が、にわかに強調される現象もみられた⁽⁸⁾。こうした状況を背景に、90年代半ばには、長良川河口堰反対運動を契機として公共事業の是非をめぐり見直し議論が巻き起こり、それ以降、費用対効果、治水効果、生態系への影響などさまざまな観点から再検証がおこなわれるようになった。

これらの硬直的な事業運営は、公共事業の問題点として繰り返し批判されており、こうした「行政の失敗」「政府の失敗」を検討することは環境社会学として重要である。しかしここでは、

浜本：戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル



(出所) 日本ダム協会のデータベースより筆者作成。

図1 竣工年代別ダム建設年数

長期化に関与している別の問題、すなわち補償政策のあり方に焦点をあてたい。これを体現しているのが、1974年に施行された水源地域対策特別措置法（以下、水特法）であり⁽⁹⁾、これが、蜂の巣城闘争⁽¹⁰⁾を経て制定されると、ダム建設のいわば見返りとしての地域開発は予定地に移転容認を促進させるような機能をはたしたのであった。

この点は、田中滋が「補償の公共事業化」と批判し、「補償を単なる金銭補償から過疎対策的な公共事業へと昇格させることで地元住民や市町村の反対を沈黙させる」（田中、2001：131）ような機能をもったのはたしかである。しかし、ここで強調したいのは、水特法に基づき周辺整備のメニューを詰める過程において、さらなる時間を要することになった点である。もちろん、いかなる補償条件が呈示されようとも立ち退きを拒否する人々に対しては、公共性の名のもとに土地収用にかけることができるが、現実に事業者はこの「伝家の宝刀」を抜くことなく、蜂の巣城闘争の轍を踏まないよう移転の同意を得ることを最重視した。予定地住民の側でも、故郷を失う代償としての補償措置はできるだけ多く充実したものであることを切望するものであり、容易に妥協点を見出せない。こうして、ときに予定地住民から具体的要望が出され、ときに事業者側からもさまざまな活性化案が提案され、先例地視察もさかんにおこなわれた。このような双方の努力が結果として、長期化に拍車をかけることになったのである。温井ダム（国土交通省、1974→2001年）の予定地住民は、水特法に準じるかたちで周辺整備案がまとまるまで、各戸個別の補償交渉はいっさいしないことを運動の方針に据え、それが充実した周辺整備メニューを勝ち取ることにつながった（浜本、2015：89-94）。だが他方では、こうした予定地住民の姿勢もあいまって、住民に寄り添ったはずの補償政策の改善は、むしろこれがよく機能していたがために、長期化という意図せざる帰結をもたらしたのであった。

以上、予定地住民（移転住民）を取り巻く社会的影響を検討するにあたっては、水特法を中核とする補償措置の充実化（70年代前半）、公共事業の見直し議論（90年代半ば）が重要な意味を持っている。そこで、水特法施行以前（～74年）と、水特法施行から公共事業見直しが社会問題化するまで（74～95年）、そしてそれ以降（95年～）の3つの時代区分に基づいて、以下でさらに検討していこう。

表2 戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル

| | -1974年 | 1974-95年 | 1995年- |
|--------------|--|--|-----------------------------------|
| ① 予定地の局面 | 地域内の人間関係悪化・対立 畑・森林・住宅・公共施設など地域社会の荒廃 将来の不安／生活設計への影響 | | |
| ② 生活再建の局面 | 生活基盤確立への模索／再就職 新コミュニティへの適応（生活不適応・故郷喪失感） 再移転／残存地利用 | | |
| ③ 水源地域活性化の局面 | | 施設およびイベント運営 新たな時代環境への対応 高齢化と世代交代 | |
| ④ 事業見直しの局面 | | | 是非論争への疎外感 移転理由の揺らぎ |
| ⑤ 事業中止の局面 | | | 慰謝料要求と行政不信 人間関係・社会関係修復 地域再生 |

4. ダム事業の社会的影響モデルにおける5つの局面

3つの時代区分のうえに、被影響者にもたらせる犠牲や苦痛を念頭においたとき、戦後日本のダム事業は5つの局面に分類することができる（表2）。すなわち、① 予定地の局面、② 生活再建の局面とがまずあり、水特法の対象となった場合などでは、③ 水源地域活性化の局面、がある。これらに加えてケースによっては、④ 事業見直しの局面、⑤ 事業中止の局面、があらわれる。あらゆるダム事業がすべての局面をもつわけではなく、おおむね事業が進捗する時間軸に沿って並んでいるが、例外もある。たとえば、事業見直しのあとに住民移転がおこなわれ、水源地域活性化に取り組む場合には、①→④→②③という順序になるだろう。では、以下に各局面をみていこう。

① 予定地の局面

ダム事業の影響は、候補地の1つになった時点あるいは予定地になった時点からはじまる。それはボーリング工事がはじまり、自然環境が改変されるという実際的影響を意味するのではない。それ以前に、目にみえない地域社会の動揺としてあらわれるのであり、予定地住民は事業の対応を否が応でも求められることになる。戦後日本における代表的な発電ダムの1つである御母衣ダム（電源開発、1957→61年）において、1952年にダム反対委員会が結成されたのは、ダム着工が正式に決定される前の出来事であったことはそれを示している（浜本編、2011：34）。

また、各ダム予定地ではほぼ共通して、住民同士の人間不信や行政不信が生じる。御母衣ダムの反対運動が激しかった背景には、事業者による切り崩し工作や、住民の代替案に対する回答遅延といった経験が現地事務所に対して強い不信感を抱かせてことが大きかった（浜本編、2011：41）⁽¹¹⁾。徳山ダム事例でもイタズラ電話や脅迫など、ダムへの態度をめぐる家族内・地域内の人間関係の亀裂が生じた。温井ダムでは、1度は受け入れのテーブルについた予定地住民たちが下

浜本：戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル

流自治体の姿勢に態度を硬化させ、いっさいの交渉を凍結させたこともあった（浜本，2015：90）。

また水没予定地では、地域インフラの新設・補修は二重投資を避けるために控えられるのが常である。予定地住民の側でも、移転受け入れを決意するか、あるいは、不本意ながらやむなしと判断した段階では、労力のかかる田畑や森林の管理を放棄することが多く、地域環境が荒廃していった。

さらに徳山ダムでは、生活設計の見通しが不透明になる苦悩や戸惑いも大きかった。事業者側の公式手続きだけでも完成年度が3度変更されただけでなく見込みとして語られるケースもあり、予定地住民にとっては移転する時期が「来年か、再来年か」と見通しが立たないまま長期間にわたることになった（浜本，2001：177-178）。飯島も六ヶ所村事例で指摘している（飯島，1998）ように、このような予定地における生活設計の不安は、ダム事業に限らず多くの事例で共通して生じている。

もちろん、事業者と住民とのあいだの関係性や生じる問題は、予定地住民の姿勢が反対運動なのか条件闘争なのかで異なることが多い。典型的には、農林業の衰退、過疎化を背景とする1960～70年という時代状況のなかで、反対運動から条件闘争へと変化していくことが多い（水特法はまさにこのタイミングで予定地住民にダム受け入れを促した）。反対姿勢で一貫している場合には生活設計の問題は表面化しないが、反対運動から条件闘争へシフトする過程ではこの生活上の将来不安が大きな懸念材料となる。こうして、「蛇の生殺し」「真綿で首を絞められるような」状況が生まれ、ダム事業なしには地域社会および自身の将来像を描くことはできなくなるが、先にみたように、この予定地としての状況下に数十年にもわたっておかれることが多く、90年代半ば以降に見直し議論がさかんになると、また別の問題が登場する。それらは④でみていこう。

② 生活再建の局面

補償交渉が妥結し、ダム工事が本格着工される段階に至るころには、水没移住者は生活再建に取り組むことになるが、時代ごとに異なる補償基準が生活再建の成否を左右する。戦前に計画のあった小河内ダム（東京都，1936→57年）では石川達三の小説『日蔭の村』で描写されているように、予定地として放置されたために生活が成り立たないような深刻な状況に陥ったのち、1938年に八ヶ岳山麓へ移住した丹波山村や小菅村からの立ち退き住民が、清里の開拓に寄与している。そして、その道程は過酷なものであった。こうした例があらわしているように、農業を生活の糧とする地域では移転先における代替農地の確保が死活問題になるが、戦後日本の場合、第1次作業の比率が急速に低下していったため、ダム移転にともなう生活再建は代替農地が焦点におかれることは少なかった。むしろ重要なのは、再就職問題（雇用問題）であり、その時々々の景気動向等によって異なっている。御母衣ダムにともなう移転者なかには東京や名古屋の中心地に移転し、補償金を不動産投資にあてる住民も少なくなかったが（浜本編，2014）、これは補償基準だけでなく、その当時の経済状況を反映している。

しかしながら、生活再建は経済的な生活水準の回復だけを意味するわけではなく、新しい環境での適応が求められる。一般に、地区外移転の場合は生活適応の問題から困難がより大きいが、徳山ダムのように、それまでの山村生活から都市近郊への移転は、生活上の大きな変化をもたらした。雇用・家計上の問題のみならず、故郷喪失感、生活不適応による健康不良といった問題が

生じ、さらには家庭内の不和・離婚も目立った。このように諸外国と比べて手厚いと考えられる戦後日本の補償措置をもってしても、生活再建は必ずしも容易ではないのである。

スカッターが指摘するように、生活再建過程は移転直後とその後とを分けて考える必要があるだろう。激しい反対運動をともなった御母衣ダムでは、かつての賛成派、反対派にかかわらない大規模な親睦組織「ふるさと友の会」が結成されたが、これは移転後10年以上が経過した1970年であった。このことは、生活再建の落ち着きまでに時間を要することを説明している。また、生活再建の根幹的な問題がのちに発生することもある。徳山ダムでも残存地買収や、集団移転地に地盤沈下が生じたことによる再移転などの問題があり（Hamamoto, 2013）、これらはあまり知られていないが、実は社会的に顕在化していない深刻な問題は少なくない。

このような生活再建過程では、個人・家族レベルでの生活安定化に邁進することになると同時に、集団移転地の場合にはコミュニティづくりにも尽力することになるだろう。ただし従前居住地との関係性が希薄になる地区外移転者も少なくない。長い補償交渉の後、ようやく新天地に移住した後は地域社会全体のことよりも個々人、各家庭での生活建て直しに追われる一方、精神的余裕を取り戻したいからである（浜本・相原, 2009: 75）。

③ 水源地域活性化の局面

とはいえ、1974年の水特法の施行以降、その対象となると、予定地住民（の一部）と地元行政は水源地域活性化という一大仕事に取り組むことになり、地区内移転の場合、典型的にはダム観光の成否が生活再建と密接にかかわることも多い。

水特法により、活性化関連施設を用意されれば、バラ色のダム観光が期待されるかもしれないが、現実的にけっして容易ではない⁽¹²⁾。いわゆるダム資料館等の運営危機に直面しているケースも少なくなく⁽¹³⁾、国土交通省が3年に1度実施している「河川水辺の国勢調査」では、ダム本体で人が呼べるわけではないという結果が読みとれる（浜本, 2010: 52）。同調査においてダムの年間利用者数（推計）がトップ5に入る日吉ダム（水資源機構, 1972→97年）でも温泉・レクリエーション施設の維持が重荷になっているほか⁽¹⁴⁾、温井ダムでは、地域活性化拠点として約14億円かけた温泉宿泊施設が92年に整備されたが、第3セクターによる経営が2006年に破綻し、約6,000万円で民間企業に売却されることになった（浜本, 2015）。このように、「ダムとともにいきる町」の活性化問題は、苦難の道を辿ることが多いのである。

その背景には、事業者が用いる「水源地対策」という言葉が表しているように、ダム容認の見返りとしての周辺整備事業は、これらの設備をどのように生かすのかの視点や責任を欠きがちだったことと無関係ではない。それゆえ1990年代末には、水源地懇談会が、ダム建設時に整備した施設が遊休化して地元自治体の財政負担が重くなっていると指摘し、これまでの「水源地対策」の抜本的見直しが必要と提言した（水源地研究会編, 1999）。そしてこれを受けて、その後10年のあいだに国土交通省所管ダムのほとんどを網羅する約100のダムで「水源地域ビジョン」⁽¹⁵⁾が策定されるに至っている。

このようにけっして楽観視できない水源地域活性化という営みについて、その担い手となるのは一般に、移転交渉過程の経緯から水没住民および地元自治体である。しかし、みてきたような移転までの長期化により、移転者の多くが高齢世代に差しかかっているタイミングでの取り組み

浜本：戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル

が多い。先に挙げた温井ダムにおける拠点施設売却も、担い手の高齢化が背景にある（浜本，2015）。ダム利用者が日本最大の年間 200 万人規模とされる宮ヶ瀬ダム（国土交通省，1971→2000 年）では、水没住民の努力のほかに、ダム周辺振興財団という調整役をはたす組織基盤を有していることが大きい。このような調整役や外部者の関与が水源地域活性化の 1 つのキーポイントとなりうるだろう（浜本，2010）。ただし、事業長期化の弊害がここでもかかわる。移転第 1 世代が水源地域活性化の事業経営を現役で担いするのは約十数年程度であり、やがて世代交代のタイミングが訪れるが、多くの場合、移転交渉を闘ってきた第 1 世代と第 2 世代とのあいだでは当事者意識が大きく異なっている。

もちろん、水源地域ビジョンの策定を契機として、ダム湖を生かした地域づくりが順調に進んでいるところもある。温井ダムでも平成大合併を背景に、拠点施設売却後に新たな住民層の登場によってマラソン大会が愛好家のあいだで認知されるなどの展開をみせてもいる（浜本，2015）。しかしながら、水源地域活性化とは、水特法という補償枠組みのなかに、活性化施設やイベントの運営、レジャーをめぐる時代環境への適応など「骨の折れる」仕事と格闘することが宿命づけられている点は大きな意味をもっている（浜本，2010；2015）。同時に、世代交代が順調に進まなければ、1 代かぎりですべて終わってしまいかねないのが実態でもある。

④ 事業見直しの局面

事業見直しの局面は、実際には、① 予定地の局面の延長線上にあらわれる場合もあるが、ここではとくにカテゴリーを分けている。

さて、事業見直しは、「1 度動き出したら、とまらない」といわれた公共事業に対してチェック機能が働くことになったことを意味しており、社会の成熟化を示している。しかし、見直し議論のタイミングが、移転前なのか後なのかで状況が大きく異なるものの、この局面は、ほぼ例外なく移転住民にとって大きな苦痛をもたらしている。移転から約 10 年後の段階で見直し議論が展開することになった徳山ダムにおいて自己存在の揺らぎが生じているのはすでに述べたとおりであるが⁽¹⁶⁾、見直し議論を経てその後さらに混迷化しており、ダム湖の周回道路建設を盛り込んだ公共補償協定が白紙化されるという事態も生じている（Hamamoto, 2013）。このような事態の発生は、公共事業見直し論議を通じてコスト縮減と生態系への配慮を求められた事業者が、移転住民との約束を反故にしたとみることができる。そのため、移転交渉当時、住民に移転同意を呼びかける役回りであった村役場役員は、許しがたい裏切り行為として、行政訴訟を起こしている⁽¹⁷⁾。

1990 年代後半から 2000 年代にかけておこなわれた見直し作業は、この時点で計画からすでに数十年が経過しており、被影響住民にとってはもはや後戻りができない状況下にあった。ゆえに、こうしたタイミングでの再検証は、さらなる混迷と長期化をもたらすものでしかなかった。09 年の民主党政権誕生時に脚光を浴びた八ッ場ダムは、マニフェストによる中止宣言から再検討を経て、現在、建設へ向かって進捗しているが、このことはすでに移転同意で固まっていた多くの予定地住民にとって、さらなる苦痛と人生時間の収奪を意味したのであった。

⑤ 事業中止の局面

1972年に中止となった沼田ダム計画のような例を除き、90年代まではダム事業が中止となることはまずなかったが、2000年の細川内ダム中止決定以降、その後は、再評価手続きによって休止あるいは中止となる事業も増えた。しかしながら、これらの検証作業はもっぱら河川工学的あるいは経済学的観点からおこなわれ、ここにおいて同時に考慮されるべき被影響住民の存在については事後対応となるのが通例である。そもそも、中止になった際の補償問題に関する規定が存在しておらず、2000年代には「事業撤退のためのルールづくり」について法案化が議論されるようになったが、民主党政権を経て現在もなお法案化はされていない。

こうした中止局面では、住民の瞬間的反応として、振り回されたことへの憤りと不信感が従来以上に激しく渦巻くだけでなく、長年にわたる苦悩の代償としての慰謝料請求というかたちであらわれることが多い。そして事業者は、地域活性化（再生）のための諸メニューを組むことで慰謝料要求への対応とする。その実施規模や体制や事例によって異なるが、2000年に中止が決定した鳥取県の事業である中部ダム事例は、この難題に対して1つの示唆を与えてくれる（浜本，2002）。鳥取県では片山善博知事の肝入りで、県土木部内に「旧中部ダム予定地域振興課」を設置し、各部署から新たに5人の専任職員を人選して新体制をつくり、慰謝料に代わるものとしての振興案づくりを模索していった。01年6月には、予定地住民と鳥取県のあいだで、住宅の新築費用の最大380万円までの支給や、地域振興活動交付金の支給などを含んだ振興策が合意に達しており、予定地住民も一定の評価を下している。この過程で生まれた行政への信頼感は実際に、ほとんどの地域振興メニューが速やかに実施されたことで揺るぎないものになっていった⁽¹⁸⁾。

しかし、この中部ダム事例がただちに他事例にも応用できるわけではない。補助事業だった同ダムはいわば県知事の英断により事態打開が図られたが⁽¹⁹⁾、国の直轄事業では中止後対応の責任主体がしばしば明確でないため、問題が放置されやすい。ここでの最大の問題は、中止という最終決定ではなく、事実上の中止＝休止という曖昧な幕引きにより中止後の対応が進まないケースであり、中止局面を迎えてもなお終わりのみえないダム事業に、住民は義憤と諦念とのあいだで疲弊しきってしまうのである。

5. 結 び

5.1. 限界と補足

以上で足早に5局面をみてきたが、本モデルはあくまで、筆者が把握している限られた事例に基づいた特徴を整理したものであり、すべてのダム事業を説明できるわけではない。当事者の主観や意識変化、記憶なども考慮しなければならないが（浜本編，2014）、このモデルには組み込んでいないほか、ダム撤去にかかわる社会的影響は、6番目の局面として挙げるべきとの指摘もあるだろう。

また、時代区分、局面区分に基づく把握に力点を置いたため、飯島が論じたような被害の度合いが社会的要因によって異なる点は示していない。この点を補足すれば、家族成員のライフコース、社会階層、所属集団、所有資産の多寡（財産補償であるため補償金額に直結）はやはり重要な要

浜本：戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル

素である。もちろん、外部者の支援、メディアの動向も各局面において大きくかわる。水源地域活性化の局面では行政や企業の関与度合い、平成大合併に関連する要因も大きい。事業見直し、中止局面では、ときの政権政党の考え方、事業者や行政のスタンスによって事態は大きく異なるだろう。

このほか、5つの局面のいずれかに回収できない被影響住民の問題もある。それは、ダム予定地という特殊な状況下で長期間にわたって生活するうちに、予定地住民に形成されるある種の性格傾向である（浜本、2002：18-21）。それらはさしあたって、被影響住民のあいだで行政不信・人間不信が積み重なることによって形成される猜疑的性格、「協力者」「犠牲者」としてのセルフイメージの内面化による受動的な性格とがある（浜本、2002）。これは被害構造論を適応すれば「人格上の変化」としてとらえるが、ここでは個々人の人格変貌ではなく、地域社会にもたらされるものである。中止局面を迎えた事業において、必ずしも訴訟へと展開しないのは長期化による疲弊と高齢化が大きな要因であるが、それとともに、被影響住民に形成される受動的な性格も理由の一つになっていると考えられる（浜本、2002：18-21）。

5.2. 人生時間の収奪

以上のような点は留保しなければならないが、本稿のモデル化を通じて、あらためて何をとらえることができるのか、国外の動向も念頭におきながら確認しよう。華山は1960年代当時、金銭補償のみならず生活再建を容易にするための行政的な措置（とくに、代替農地の用意）、さらには地域開発が必要であることを主張している（華山、1969）。これはチェルネアが、開発にともなう住民移転で生じるリスク回避のため、いかに完全に手当されても補償それ自体では不十分であり、発展のための投資もまた必要であるとした提言（Cernea and McDowell, 2000）と共通している。行政法学者の小高剛が評するように、戦後日本では諸外国と比べて非常にきめ細かい水没補償の仕組みを運用しており（小高、1999：267-268）、生存問題に直接かわるような悲惨な移転条件になることはまずなかった。とりわけ、水特法および水源基金の整備は、まさにチェルネアや華山が提言していたような水没地域への投資をおこなうための仕組みを具現化した意味をもっていた。

しかし、ダム建設の社会的影響は、たんに移転者数や補償金の多寡だけでは説明できない⁽²⁰⁾。移転後も水源地域活性化はけっして容易ならざる任務であること、事業見直し、中止局面に至る社会変化、その中長期にわたる社会的影響を追うことで、金銭的には説明できない精神的被害をクリアに把握することができる。とりわけ、予定地であることの影響は、これまであまりにも過小評価されてきたといわざるをえない。それゆえに、移転前に中止となったケースでは、現行制度上では補償対象とならないため、予定地局面における犠牲がまったく零れ落ちてしまうのである。

ここで、再度強調したいのが長期化傾向である。予定地住民になったことで事業に巻き込まれ、反対運動から補償交渉過程における行政不信、人間関係の亀裂を経験する。「30歳のときにダム計画を知り、ダム問題に明け暮れているあいだに時間が経ち、移転したときには還暦を迎えていた」というダム移転住民からしばしば聞かれる声は、この長期化を象徴的に物語っている。生活再建の苦勞を乗り越え、水源地域活性化の難題にも向かい合いながらも、移転後に多くの人生時

間が残されておらず、すぐに世代交代を差し迫られるというしわ寄せをももたらしている。事業見直し、中止局面にまで至ると、さらに長期化する。これは、予定地局面を起点として生じる負のスパイラルであり、およそ数十年にわたる人生時間を規定し、奪い取ってしまうことを意味する。いわば、「長期化の蟻地獄」から逃れられない状況を呈しているのである。

以上、ダム事業の負の影響として、第一義的には住民移転の（経済的）成否が重要であるのはいうまでもないが、日本の経験をみればそれがけっして唯一の問題でなく、その社会的影響はじつに多様である。そして、いずれもけっして見すごすことのできない問題群であり、このことは、被害構造論があたかも重症患者ではないからといって切り捨ててよいわけではないことを指摘したのと同様の意味をもっている。おそらく原子力発電やそれ以外のインフラ事業でも同様の問題を指摘できるだろう。本稿の到達点はここまでであるが、これらの知見から、具体的な問題解決へ向けてはさらに慎重な議論が求められる。

注

- (1) 筆者は1999年から現在まで、国内外において40事業以上のダム調査に従事してきたが、本稿では紙幅の関係でこれらのうちごくわずかな事例を挙げている。
- (2) 世界銀行は世界最大の開発援助機関であり、数多くのダム事業に融資してきたが、チェルネアは、1980年に初めて住民移転のガイドラインを定めるのに主導的役割をはたした人物である。IRRモデルでは、①土地の喪失、②家屋の喪失、③雇用の喪失、④生活レベルの低下、⑤食料確保の危機、⑥疾病罹患率と死亡率の増加、⑦共有財へのアクセス喪失、⑧社会の無秩序化、以上8つのリスクを挙げている（Cernea, [1985] 1998=1998: 137）。
- (3) これは移住者の生活再建パターンを段階ごとに整理したものであり、それぞれ第1段階（計画立案・初期のインフラ開発・入植者募集）、第2段階（移行期）、第3段階（経済的および社会的開発）、第4段階（移譲・編入）に分けられるが、ここでとくに重要なのが、第2段階と第3段階を明確に区別している点である。スカッターは、プロジェクト立案者はただちに生産収益を期待できると誤解しているが、少なくとも2～5年の移行期間に生産性向上など期待できないと指摘している（Scudder, 1991=1998; 2005）。
- (4) 華山は、事業の影響を受ける人々を11に分類している。ここでは必ずしも自らの家屋が水没対象になっているだけでなく、所有農地や林地が一部のみ対象となる場合も含まれる。本稿における「予定地住民」とは事業移転する人々を中心としつつも、このような人々も含まれる。
- (5) 飯島の被害構造論は、1970年代半ばにそのアイデアが示されて以降、何度も改訂されているが、その過程は友澤（2014）の労作から辿ることができる。「昨年、公害と労働災害に関する年表をまとめたのをきっかけに、薬害も含めたこれら3災害の関連性を調べることを意図するに至り、今回の被害の構造に注目した3者の比較分析の試みとなった」（飯島、1979: 57）と飯島自身が記しているように、飯島にとって年表作成が被害構造論の着想にも影響を与えていることは重要である。ただ、友澤が指摘するとおり、その中核にあったのは飯島が70年代に従事した薬害スモン調査であろう。飯島（1982）ではイタイイタイ病、クロム中毒も加えて、そのすべてに共通する被害構造をまとめたうえで、森永砒素ミルク中毒事件とカネミ油症事件を中心に論じている。
- (6) 藤川はさらに時系列的な把握の重要性に注目し、ニセ患者問題が生じる背景には、社会的関心の低下という時間の経過を加害側が利用した側面を指摘する（藤川、2007: 299-301）。
- (7) ダムとは、高さ15メートル以上の河川をせき止める土木構造物として定義される。江戸時代以前に土を盛り立てて築かれた約300基のダムがあるが、これを含めて日本には約2,750基のダムがある

浜本：戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル

- (日本ダム協会「ダム便覧」, (2015年8月28日取得, <http://damnet.or.jp/Dambinran/binran/TopIndex.html>))。
- (8) 国土庁が発行する『日本の水資源 (水資源白書)』では, 1980年代は一貫して工業用水の需要減を認めながらも, 少雨傾向などから水需要の微増を予測し, 先行的なダム開発の必要性を主張している。しかし嶋津暉之が指摘する(嶋津, [1991] 1999)ように, ここでの水需要予測は実態にそぐわない過大傾向を示していることが後に明らかになっている。
- (9) 1992年の基準緩和以降は, 水没戸数20戸または水没農地面積20ヘクタール(北海道は60ヘクタール)以上の要件を満たす場合に水源地域整備計画を策定し, これに基づいて土地改良事業, 治山事業, 治水事業, 道路, 簡易水道, 下水道, 公営住宅, 公民館等の事業が国の補助および下流自治体負担により実施される。さらに規模の大きい事業は補助率が嵩上げされる。同法施行以来, 2014年3月現在で97基のダムが対象となった(国土交通省水管理国土保全局水資源部編, 2014: 146)。
- (10) 1950年代末から展開した室原知幸氏による下釜ダム反対運動は, その後のダム開発に大きな教訓を残した。
- (11) 帯谷博明は矢田ダム計画(国土交通省, 2000年中止)において, ダム事務所による無記名のはずのアンケート用紙に針の穴があけられ, 個人を特定できるようになっていたことから建設省アレルギーが決定的になったことを報告している(帯谷, 2004: 195-197)。
- (12) 相模ダム(神奈川県, 1937→47年)は, 「人造湖」という言葉が目新しい響きをもった時代に昭和30年代のレジャーブームとあいまって観光地化していき, 電気科学館や湖面の遊覧船が人気を博した。しかし, もともと観光開発が期待されていたわけではなく, 1980年代から90年代にかけて地域はダム観光地としての地域づくりから脱却していった(浜本・相原, 2009: 69-70)。
- (13) 多くのダム資料館が運営資金に苦慮し, たとえば, 長島ダム(国土交通省, 1972→2001年)の「ふれあい館」でも運営費カットによる岐路にたった(『静岡新聞』2010年9月16日)。こうした背景から, 地域の防災施設としての性格ももつようになったケースは増えている。
- (14) 2008年9月, 日吉ふるさと株式会社への聞き取りより。
- (15) 国土交通省所管のダムを対象にダム水源地域の自治体, 住民等, ダム事業者・管理者が共同して主体となり, 下流の自治体・住民や関係行政機関に参加を呼びかけながら策定されている。
- (16) 植田今日子は, 川辺川ダム事例における熊本県五木村頭地地区での調査を通じて, 同様の指摘をしているが, 同地区における調査対象組織は, 移転後のむらづくりへスタートを切ることが大きな要因だったという(植田, 2004)。
- (17) 東海テレビ制作「約束——日本一のダムが奪うもの」(2007年2月17日放送)に詳しい。
- (18) 2012年2月, 下谷・福田地区での聞き取りより。
- (19) 戸倉ダム(水資源機構, 2003年中止)のように下流との連携により利根川・荒川水源地域対策基金が大きな役割をはたす例もある。
- (20) ダム事業にともなう住民移転問題が紛争化するタイミングに注目すると, 「事前問題化型」と「事後問題化型」とに分けることができるが, 日本は前者に該当する(浜本, 2009b)。

文献

- Cernea, Michael ed., [1985] 1998, *Putting People First: Sociological Variables in Rural Development*, 2nd ed., The International Bank for Reconstruction and Development/The World Bank Group. (=1998, 「非自発的な住民移転——調査, 方針, そして立案」“開発援助と人類学”勉強会訳『開発は誰のために——援助の社会学・人類学』日本林業技術協会.)
- Cernea, Michael and Christopher McDowell, 2000, *Risks and Reconstruction: Experiences of Resettlers and Refugees*, Washington DC: World Bank.

- 藤川賢, 2007, 「イタイイタイ病をめぐる被害構造と放置」飯島伸子・渡辺伸一・藤川賢『公害被害放置の社会学——イタイイタイ病・カドミウム問題の歴史と現在』東信堂, 277-304.
- , 2012, 「福島原発事故における被害構造とその特徴」『環境社会学研究』18: 45-59.
- 船橋晴俊, 1999, 「公害問題研究の視点と方法」船橋晴俊・古川彰編『環境社会学入門——環境問題研究の理論と技法』文化書房博文社, 91-123.
- 浜本篤史, 2001, 「公共事業見直しと立ち退き移転者の精神的被害——岐阜県・徳山ダム計画の事例より」『環境社会学研究』7: 174-189.
- , 2002, 「政策決定としての公共事業中止と計画予定地の住民心理——茨城県緒川ダム計画・鳥取県中部ダム計画の二事例より」『社会学論考』23: 1-29.
- , 2009a, 「被害構造論と受益圏・受苦圏」鳥越皓之・帯谷博明編『よくわかる環境社会学』ミネルヴァ書房, 150-152.
- , 2009b, 「開発事業と非自発的移動——三峡ダム住民移転はいかなる社会的文脈の下, 遂行されようとしているのか」根橋正一・東美晴編『移動する人々と中国にみる多元的社会』明石書店, 192-220.
- , 2010, 「ダム湖の利用と水源地域活性化——『ダム湖利用実態調査』に基づく分析から」『水資源・環境研究』22: 47-56.
- , 2015, 「水源地域活性化の主体変化——温井ダムにおける拠点施設売却事例より」『人間文化研究』23: 87-108.
- ・相原佳之, 2009, 「ダム補償と地域活性化の変遷——神奈川4ダムの事例研究」『人間文化研究』12: 63-78.
- 浜本篤史編, 2011, 『御母衣ダムと荘白川地方の50年』まつお出版.
- 浜本篤史編, 2014, 『発電ダムが建設された時代——聞き書き御母衣ダムの記憶』新泉社.
- Hamamoto, Atsushi, 2013, "Social Impacts of Dam Projects: A Case Study of Tokuyama Dam in Japan," Takuo Utagawa ed., *Social Research and Evaluation of Poverty Reduction Project*, Harvest-sha, 141-165.
- 華山謙, 1969, 『補償の理論と現実——ダム補償を中心に』勁草書房.
- 早川洋行, 2007, 『ドラマとしての住民運動——社会学者がみた栗東産廃処分場問題』社会評論社.
- 堀田恭子, 2002, 『新潟水俣病問題の受容と克服』東信堂.
- 飯島伸子, 1979, 「公害・労災・薬害における被害の構造——その同質性と異質性」『公害研究』8(3): 57-68.
- , 1982, 「食品公害における被害構造」『国民生活研究』21(4): 11-20.
- , [1984] 1993, 『環境問題と被害者運動』学文社.
- , 1985, 「被害の社会構造」宇井純編『技術と産業公害』東京大学出版会, 147-171.
- , 1998, 「大規模開発下の地域社会の変容」船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子編『巨大地域開発の構想と帰結——むつ小河原開発と核燃料サイクル施設』東京大学出版会, 191-204.
- , [1999] 2006, 「職業に関連する損失および被害の総体」飯島伸子・船橋晴俊編『新潟水俣病問題——加害と被害の社会学』東信堂, 179-201.
- , 2000, 「地球環境問題時代における公害・環境問題と環境社会学——加害-被害構造の視点から」『環境社会学研究』6: 5-22.
- 小高剛, 1999, 「比較『用地と補償』」補償実務研究会編『改正損失補償基準』大成出版社, 265-272.
- 国土交通省水管理国土保全局水資源部編, 2014, 『日本の水資源〈平成26年版〉』社会システム.
- 帯谷博明, 2004, 『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生——対立と協働のダイナミズム』昭和堂.
- Scudder, Thayer, 1991, "A Sociological Framework for the Analysis of New Land Settlements," Michael

浜本：戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル

- Cernea ed. (=1998, 「新規入植を分析するための社会学的分析枠組み」 “開発援助と人類学” 勉強会
訳.)
- , 2005. *The Future of Large Dams: Dealing with Social, Environmental, Institutional and Political Costs*, London: Earthscan.
- 関礼子, 2013, 「強制された避難と『生活 (life) の復興』」『環境社会学研究』19: 45-60.
- 嶋津暉之, [1991] 1999, 『水問題原論』北斗出版.
- 水源地研究会編, 1999, 『21世紀の水源地ビジョン——水源地の総合的な整備のあり方に関する提言』ダム水源地環境整備センター.
- 田中滋, 2001, 「河川行政と環境問題——行政による〈公共性の独占〉とその対抗運動」船橋晴俊編『加害・被害と解決過程 (講座環境社会学2)』有斐閣, 117-143.
- 友澤悠季, 2014, 『「問い」としての公害——環境社会学者・飯島伸子の思索』勁草書房.
- 植田今日子, 2004, 「大規模公共事業における『早期着工』の論理——川辺川ダム水没地地域社会を事例として」『社会学評論』55(1): 33-50.
- 鶴飼照喜, 1993, 「環境社会学の課題と方法」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣, 193-212.
- 渡辺伸一・藤川賢, 2007, 「イタイイタイ病をめぐる差別と被害放置」飯島伸子・渡辺伸一・藤川賢『公害被害放置の社会学——イタイイタイ病・カドミウム問題の歴史と現在』東信堂, 251-275.
- 吉岡金市, 1956, 『電源開発と農業問題——国土総合開発の科学的推進のために』東洋経済新報社.

付記

本稿は、2011～13年度の文部科学省科学研究費（若手研究B）「ダム事業の社会的影響モデル——事業中止をめぐる予定地住民の補償問題を中心として」による成果の一部である。

また本誌『環境社会学研究』の18号（2012）、19号（2013）において東日本大震災関連の特集が組まれている。筆者自身も18号の企画に加わり、堀川三郎氏や松村正治氏、特集執筆者の方々とのやりとりから本稿執筆の示唆を得ている。本特集責任者の土屋雄一郎氏、ほかに助言をいただいた多くの関係者も含めてこの場を借りて御礼申し上げたい。

(はまもと・あつし)

The Social Impact Model of Dam Projects in Postwar Japan: Applying the Theory of the Social Structure of Victimization

HAMAMOTO Atsushi

Nagoya City University

1 Yamanohata, Mizuho-cho, Mizuho-ku, Nagoya-shi, Aichi, 467-8051, JAPAN

The aim of this paper is to conceptualize the adverse impact of dam projects based on the empirical facts of postwar Japan's experience. Applying "social structure of victimization" theory of Nobuko Iijima, this paper employs phase division in an adapted form. Consequently, five phases and three time periods of the "social impact model of dam projects in postwar Japan" are discussed; first, the phase of the planned site, second, the phase of resettlement and reconstruction of livelihood, third, the phase of the development of the reservoir area and surrounding communities, fourth, the phase of reexamination of the project, fifth, the phase of cancellation of the project.

The model demonstrates clearly the following facts: local residents will be affected for several decades once a community has been targeted as or incorporated into a project site; when residents move to a new settlement, they feel obliged to engage in reservoir community development activities on top of rebuilding their own lives; suffering for dozens of years is magnified as if the lives of the local people affected are of no value compared to the reconsidered wider social needs of the project; the multifaceted, multilayer-like damage to residents caused by being involved in argument and negotiation over compensation and reforming their own communities when a project is cancelled.

Thus, the paper concludes that dam induced relocation in postwar Japan is basically successful in terms of economic reconstruction for the relocated people, but there is a severe problem whereby the project affected people often suffer the "plundering of their lives" since the project is prolonged for such a long term.

Keywords: Prolongation, Plundering of Lives, the Life Reconstruction, Development of Water Source Area, Project Cancellation